

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和4年2月27日 12時53分ごろ
発生場所	愛知県三河港神野ふ頭8号岸壁 三河港神野南防波堤灯台から真方位078° 1.8海里付近 （概位 北緯34° 44.4′ 東経137° 18.5′）
事故の概要	コンテナ船PANCON HARMONYは、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和4年3月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	コンテナ船 PANCON HARMONY（大韓民国籍）、9,946トン （1,011TEU） 9884904（IMO番号）、PAN CONTINENTAL SHIPPING CO., LTD.
乗組員等に関する情報	船長（大韓民国籍）、一級船長免状（大韓民国発給）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に凹損及び擦過傷 岸壁 岸壁上端角のコンクリートに欠損及び車止めに亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 6、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期 愛知県豊橋市には、令和4年2月27日04時12分に強風注意報 が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか16人（大韓民国籍8人、ミャンマー連邦共和国籍7人、中華人民共和国籍1人）が乗り組み、三河港豊橋航路東口から東北東進後、三河港の神野地区と田原地区との間の水路で右転した。 本船は、北方に延びる三河港神野ふ頭8号岸壁（以下「本件岸壁」という。）に出船で左舷着けする目的で、本件岸壁から南南西方約600mで船首を南に向けたところで後進を開始した。 本船は、風力6の北西風が吹く中、右舷錨を投入して風下側の本件岸壁に接近し、本件岸壁に取った船首及び船尾のスプリングラインを緩めた状態で約10m前方へ移動を開始したところ、突風により船尾部が左舷側に圧流され、本件岸壁への接近を抑えることができず、左舷船尾部が本件岸壁に衝突した。 船舶代理店担当者は、本船の着岸作業前に、船長からタグボートの支援が不要であると連絡を受けていた。 船長は、令和3年7月23日に本船に乗船してから、三河港に週1回程度入港していた。

分析	本船は、強風注意報が発表され、風力6の北西風が吹く状況下、着岸作業中、船長がタグボートの支援を不要と判断して作業を続けたことから、本件岸壁に取った船首尾のスプリングラインを緩めた状態で前方に移動を開始した際、突風により船尾部が左舷側に圧流され、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、強風注意報が発表され、風力6の北西風が吹く状況下、本船が着岸作業中、船長がタグボートの支援を不要と判断して作業を続けたため、本件岸壁に取った船首尾のスプリングラインを緩めた状態で前方に移動を開始した際、突風により船尾部が左舷側に圧流され、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、強風下で風下側の岸壁に着岸作業を行おうとする場合、風の影響を考慮し、着岸を見合わせたり、タグボートを配置したりすること。